

議案第134号

県道の路線の認定及び変更について議決を求める件

県道の路線の認定及び変更について、道路法第7条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和7年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

1 次の路線を県道として認定する。

路 線 名	起 点 終 点
高 須 新 城 線	鹿屋市高須町 垂水市新城

2 次のとおり県道の路線を変更する。

旧新 の別	路 線 名	起 点 終 点
旧	鹿 屋 港 線	鹿屋港 鹿屋吾平佐多線交点
新	鹿 屋 港 線	鹿屋港 高須新城線交点

(提案理由)

高須新城線を県道として認定し、県道鹿屋港線の路線を変更しようとするものである。